

- C 氏 ええ。今のあが維持できると……ちょっと私もある……あの、ちょっと家賃が高いので、その分だけ、あの、ちょっとあれかなと思っているんですよ。だから今、I団地へ……I団地は少し安くなるので。
- 申込？ 今はどれぐらいの家賃ですか。
- C 氏 今はね、5万3000円なんですよね。だけど、I団地だと1万5000円。
- あ、するとそれは市営ですか、県営ですか？
- C 氏 県営です。
- 県営団地が当たるといいですね。
- C 氏 ええ。
- そうすると楽になりますね。そうですか。すると、住宅の扶助の基準の中で全部払えるのですか、それとも少し自己負担しているのですか。
- C 氏 していません。
- 扶助基準でもオーケーですね、5万3000円で。分かりました。あとは、今の生活はちょうどいいという感じですか。
- C 氏 はい。
- あとは親族・地域との関係ということで、これはちょっと話しづらければ、別に結構です。新潟とか、ご兄弟とか、ご家族の方との交流はどうでしょうか。
- C 氏 あの……みんな喜んではくれます。「よかったです」って。
- では、ご存知なわけですね？
- C 氏 はい。
- 新潟のほうに、みんな親族がいらっしゃるのですか。
- C 氏 みんなこっちです。
- では、みんなこの近くにいらっしゃるわけですか。近くではない？
- C 氏 ええ。でも、みんな相当に歳を取ってきてるから、そんなもうね……あの、もう自分達がもう、子供の世話になっている年代ですからね。
- ああ、そうですね。分かりました、はい。どうもありがとうございます。

④

(\*なし)

⑤

## ●福祉事務所への要望

- 例えば今、生活保護を利用されていて、ワーカーさんとか福祉事務所に対して「こういう対応をしてくれたらいいのにな」とか「こういうことが充実すればいいのにな」というような要望はないですか。
- E1氏 だから今、言った、保証人のこと？
- 保証人のこととか、その他？
- E2氏 申請書がね、分かりやすいところに、すぐ手に取れるようなところに置いてもらいたいとか、それから……あの、私も1人だけ紹介したことがあって、その人も受けることができましたけども、だけど、会のほうでもね、なかなか大変だけども、うーん……。
- そうですか。最初の敷居がすごく高いということが、まず大きな壁なのでしょうか。
- E2氏 うん、そうですね。でも、Y市では、ああやってS会ががんばってるから、保護を受ける件数は多いですよね。
- E1氏 私も一度、受給者を連れていったことがあるんですけどもね、保護課は最初に色々質問するだけして、申請書は全然、配ってくれないんですよね。「これでおしまいです」って言うだけで、で、しようないから「え、申請書は書かしてくれないんですか」って言ったら、「えーっ、すぐ書くんですか」っていう話なんですけどね。「じゃあ、ちょっと待ってください」って言って、奥のほうへ行って、申請書を持ってきたけど。
- こちらから催促しないと出てこない？
- E1氏 あれば結局、独りで行つたらば泣き寝入りというか……。おれなんかも、S会って名前を出して行ったからね。それでも3回、保護課に…?…けどね。2回目には…?…だか何かに、そういう一

時預かる施設があるっていうので、…?…ですか、「そこに入って、そのあいだに仕事を探したらどうですか」っていうことで、2回目の…?…そういう話ですけどね。結局、Y市から出ろっていうことですよね。そんなことで…?…って、Y市…?…ってことで。

## 7. 生活保護における当事者運動——利用者の声から

富江直子

### 要旨

本章では、戦後日本における低所得者運動の中心的な位置を占めてきた「生活と健康を守る会」の運動を通じて、生活保護利用者の視点から生活保護における当事者運動の意味を考察する。まず第1節で、「生活と健康を守る会」（以下「守る会」あるいは「生健会」とする）の誕生の経緯を概観する。第2節では、インタビューに応じて下さった会の関係者の声を紹介しながら、今日における「守る会」の運動が利用者にとっていかなる意味を持っているのかを考えていく。利用者の声から知ることができたのは、「守る会」が、（1）権利擁護活動および利用者のエンパワーメント、（2）フォーマル部門の補完、（3）利用者の精神的な支えと連帯の場、という三つの役割を担っているということであった。そして第3節では、今回のインタビュー調査から浮かび上がってきた論点を、今後生活保護における当事者運動を研究していく上での課題として提示する。

### 7-1 「守る会」の誕生

まず、「全国生活と健康を守る会連合会」（以下「全生連」とする）による運動史、および先行研究に依りながら、「守る会」誕生の経緯を概観してみよう。

「守る会」の運動は、1948年頃から地域ごとに始まった。当時は、地域によって取りあげる要求も、会の名称もまちまちであったが、大別すると、健康と医療を中心にさまざまな問題を取りあげていた「健康を守る会」と、主に生活保護にかかる要求を取りあげた「生活を守る会」の二つの流れがあった（全国生活と健康を守る会連合会 2004: 18-19）。

「守る会」作りの中心となったのは、戦前の無産者診療所の伝統を受け継いだ民主診療所と、全日本自由労働組合であった。民主診療所は、低所得者が多く住む地域において、民の健康を守ることを目的として設置され、2割引診療や無料検診などの安い医療の提供や医療扶助に関する相談を行っていた。この民主診療所の活動を母体として、生活保護一般についての相談を行う「守る会」が作られていった。また全日本自由労働組合は、「仕事よこせ」闘争を拡大していくなかで失業者や生活困窮者との結びつきを強める方針を打ち出し、生活保護の改善闘争を展開するようになった。その運動のなかで「守る会」が組織されていったのであった。1954年には、日本で最初の貧困者の全国大会として、第一回「生活と健康を守る会全国連絡会議」が開かれ、21都道府県から28団体250人が参加した（岸 1963: 39-42、河合 1978: 134-137、全国生活と健康を守る会連合会 2004: 8-26）<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 初期の全生連運動については、河合編（1977）、河合（1978）、岸勇（1963・1964・1966）などの研究がある。全生連運動の歴史には大変興味深いものがあるが、その検討は別の機会に譲りたい。

## 7-2 利用者から聞いた「守る会」の運動

私達は、2006年7月4日に「全国生活と健康を守る会連合会」事務所で、2006年12月6日にS市「生活と健康を守る会」で、利用者や事務局などの関係者の方々にインタビューをさせていただいた。そこでうかがった声をもとに、「守る会」の運動が当事者にとって持つ意味を考察してみたい。

### 7-2-1 利用者と「守る会」との出会い

まず、利用者と「守る会」との出会いから見てみよう。S市の「守る会」の活動は、1976年に県営団地の若い母親達から「就学援助制度を活用しよう」という目的で始まった。会員は現在240人弱。生活保護を受けている人達による「生活保護部会」を月2回開いている。グループインタビューに応じて下さった利用者の、会との出会いは次のようなものであった。

私はちょうど1年ほどになるのですが、保護を受けるまでに6ヵ年かかりました。いささかあきらめて「保護を受けないで何とかやっていこう」ではなく、何も考えられない状態というのですか、そんなときに、家に生健会のチラシが入っていたのです。チラシが入っていたのも気がつかないでいて、かなり古くて、ちょっと判読しにくかったのですが、一生懸命になって、それでだめだったら、何かそれこそあまりいいことではないけれども、他のことを考えなくてはいけないかと思っていました。何回も事務所に電話したのですが、事務所はいつも空で、連絡が取れなかったのです。

だいたいああいった広告というのはそのときだけで、決して真のあるものではないということは、私も分かっておりましたから、たぶんそのたぐいだろうと思ったけれども、内容にあるようにどうしても助けてもらいたくて、訪ねていったのですが、やはり留守だったのです。だけど、あそこに看板が掛かっていたから、まんざらのことでもなかろうと思って、よく見たら「火曜日」と書いてあったのです。それで、また火曜日に改めて来まして、初めて皆さんとお会いして……。(利用者 2006/12/6)

私は障害者なのですけれども、うつ病、統合失調症です。それでS市に来て、60歳を過ぎてから、初めて生活保護を受けるように……そのときはまだ「生活と健康を守る会」とはつながりを持っていなかったのですが、ずっと独り暮らしができない状態から、独り暮らしができるようになったということで、生活保護を受けられるようになりました。

ところが、そこを出なければならないことになってしまって「どうしよう、どうしよう」と考えていたとき、道路を歩いていたら共産党の議員の看板の「相談所」というところを見て、わらをもつかむような思いでした。とてもつらい毎日が続いていましたから、そこに行って「どうにかS市にとどまるようにしたいんですけど」と言ったら「じゃあ、生活と健康を守る会を紹介します」と言って、紹介されて訪ねてきたのがもう3年前です。それから参加しています。(利用者 2006/12/6)

私は、私の連れ合いが4年半ぐらいがんで入退院させてもらって、それで、うちの子どもはちょっと引きこもりで、ずっと家にいたもので、1年ぐらいは私独りで働いていたのですが、職がなくなってしまったというか……。

それで、サラ金にちょっと借りて、それも払う目途もなくなってしまったし、私も働けないし「ちょっと、私もここから…?…よう」と思って、3時間ぐらいかけて歩いていたのです。そして、死ぬこともできないで、また帰ってきたら、子どもが「こういう会があるよ」と言って、そして、頂けることになったのです。それで今年、うちのも見送らせてもらって、この会のおかげでよかったと思っています。（利用者 2006/12/6）

ちなみに、札幌市の「守る会」については、次のような記事がある。

守る会の事務所には、会員の紹介できた人、市営住宅賃貸減免制度の学習会などの守る会のビラを見てきた人のほか、「お金も保険証も持たずに病院に来た人がいるのですが」と病院から紹介してきた人もいます。

また、ホームレスの人がうちの会長の名刺をもって次々に相談に来られたこともあります。それがみんな同じ一枚の名刺なのです。おそらく、会長が誰かに渡したものが仲間うちで回されていたのでしょうかね（稻見 2006：101-102）。

たまたま見たチラシや看板をたよりにやって来た人、会員の紹介や仲間からの情報、病院からの紹介で来た人など、会を知るルートはさまざまであるが、皆困り果ててどうしたらよいかわからない状況のなかで助けを求め、「守る会」に出会った人達である。

### 7-2-2 当事者視点から見た運動の意義

インタビューから知ることができた「守る会」の運動の役割を、（1）利用者の視点からの制度改革の提言と個々の利用者への支援による権利擁護活動および利用者のエンパワーメント、（2）フォーマル部門の補完、（3）利用者の精神的な支えと連帯の場、という三点に整理しながら見ていきたい。

#### （1）権利擁護とエンパワーメント

「守る会」は、生活保護利用者の権利を擁護するための運動として、行政や議会への要望提出や、個々の利用者の権利侵害への対応を行っている。

当事者視点からの制度改革の提案としては、「低所得者の人達も申告しよう」「生活保護の人達も住民税の申告をしよう」という税の自主申告運動、国民健康保険料の減免運動などがある。また、制度のよりよい活用を目的として、就学援助制度についての啓発や、生活保護に関するさまざまな生活相談など、市民に対して広く制度を知らせるための活動を行っている。

個々の利用者に対する権利侵害には、たとえば稼働能力のある人を追い返す、使える制度を教えてくれない、利用者の目線にたっていない助言指導を行う、などといったことが

あるという（全生連インタビュー 2006/7/4）<sup>2</sup>。こうした権利侵害を防ぐために有効な手段としてしばしば挙げられるのは、第三者の参加である。普通の人は、生活保護について、具体的にどのような制度があり、どのような社会資源が活用できるのかなど、知らないものである。だから、多くの生活保護利用者は制度についての詳しい知識を持たずに福祉事務所を訪ねる。また、保護費の支給を担当するケースワーカーと対等な関係を作ることは、利用者としては必ずしも容易ではない。こうした場合、利用者とケースワーカーの間に生活保護制度に詳しい第三者が入ることによって、ケースワーカーの対応が妥当であるかどうか判断ができるだけでなく、面談室に同席してくれる人がいることで利用者が大いに力づけられるという（東京ソーシャルワーク編 2005：163-166、湯浅 2005：204-211）。

インタビューに応じて下さった方々も、利用者が福祉事務所と対等な関係を作っていくことが必ずしも容易ではないこと、そういう時に第三者の立ち会いがいかに効果的であり、力を与えてくれるかということを強調されていた。

市民が独りで行くと、大変なのです。みんな泣きの涙で返ってくるのです。私のところにご相談に見えますと、私が何か特別なってがあってやったとか、職員に圧力を掛けとか、そんなことは全然ないです。「こういう方が、こういう事情で行きますので」という窓口の予約を取るだけでも、市民の方はとても安心されるのです。議員の圧力でやっているとか、そんなことは一切ないです。そんなことで通るような生活保護ではありませんので、そういったことはできません。（議員 2006/12/6）

前に F さんから伺ったのは、とりあえず申請ではなく相談に行ったときに「車はありますか。何はありますか」「ご家族はどうですか。息子さん達はどうですか」と、身の回りを聞かれました。そのときはまだご主人は仕事をやるつもりでいらっしゃいましたから、車を手放さないでいて「車がある」と言ったら「じゃあ、それを処分してからまた来なさい」というような形で、いったんは追い返されているのです。

だから市民からすると「相談イコール申請」のつもりで行くのですが、結局は話だけ聞かれて、申請書を渡されないで帰ってくるのです。（事務局 2006/12/6）

だから、市民にすれば、まるっきり知識がないですから「聞いてくれたらすぐ始まるんだ」という意識なのです。しかし、今は厳しいですから、私達が関わったところでは「相談に来ました」ということではなく、「『申請に来ました』『申請書をください』と言って窓口に行こうね」と声掛けをしているのです。（同）

私達からは申請書1枚、「生活保護の開始申請書を1枚だけ、窓口に置いていただければ結構です」と言うのですが、なかなか向こうはそれをやらずに、その（利用者にプレッシャーを与えるほど厚ぼったい書類の——引用者）一式を窓口に置いておくのです。感覚的には、私達は住民票とか印鑑証明を取るような形で、市民が手にとって、申請

---

<sup>2</sup> 「全生連」では、こうした生活保護の申請受給廃止に関する問題を「生存権侵害の実態・実例集 2005年11・21～22全生連中央行動」にまとめている。

書を書いて「お願いします」というのを望んでいるのですが、まだそこまでいっていません。(同)

私は今でも忘れない。今でも用があつて福祉事務所に行くと、ちょうど替わつて現在の方が3人目なのです。その方を見ると、本当にこうなりますよ。怖いから、もの言うのも嫌だと思うのです。突っ込まれてしゃべれる突っ込まれ方ならいいけれども、言えない突っ込まれ方ってありますね。

「家も何もみんな捨てなさい」と言うけれども、人間、家のない人など1人もいないのです。だから、そういったことを言われてしまうと、やはり「もう聞かれたくない」「もういいや」というような、投げ捨てたような気持ちがあつて、結局しまいには「死んでしまおうかな」というような、最低のところまで突っ込まれたのです。(利用者 2006/12/6)

しかし、自分達で苦労しながら(申請書類を——引用者)書いたことは書いたのですが、それを今度は出すとき、やはり事務局のAさんがそばにいるだけで、すごくうれしくて、本当に助かりました。Aさんが後ろにどかっと座っているだけで、ケースワーカーのDさんという人の応対の早さに、すごくびっくりしました。(利用者 2006/12/6)

また、利用者自身が生活保護や社会の問題について学び、制度のしくみや自らの権利義務を知悉することも、行政との対等な関係を作っていくために有効である。「守る会」は、こうした意味で利用者をエンパワーしていく役割も果たしている。

私も生活保護を続けているのですけれども、この会に入ってよかったですというのは、家の周りの井戸端会議、世間話では、何というか政治とかの色々な話はしませんね。けれども、ここに来て聞き慣れない言葉を聞いたり「ああ、あれはああいうことか」ということが、私はここに入つてまだ1年ちょっとですが、何だか少しずつ分かるようになってきました。

だから、あっちの会議、こっちの会議といつては、行けるときには顔を出しています。同じ話でも1回聞くより2回聞いたほうが自分では納得するから「なるべく行ってみよう」と。家にいても、今思うと主人もいないですから、自分で本当にうつになっていたのではないかと思うのです。だから、こういう会にいつの間に入つたか、私も確かではないのですが、そのようにここに来るようになつて「ずいぶん色々なことを覚えるな」と。私の頭で覚えることなので、たいしたあれではないのですが、よかったです。(利用者 2006/12/6)

全部が全部にはとても行けませんが、誘われて自分が行ける範囲の会場のときには、横浜とか東京に行つたりして、このあいだも国会行動に参加してきましたけれども、やはりすごい会だと思います。ただ、人数はたくさんいるのですけれども、みんなが集まつくるとなると限られているのですが、それがもっともっと集まるようになればいいと思ってやっています。

あまり長くなってしまいながら、やめますけれども、新しく班を立ち上げて、今、2年になる班の班長をやっておりますけれども、いつも2人か3人しか集まらないということですけれども、やはりそれがあったことによって、大学の先生とか何かという方も会員さんになっていますので、それで、一生懸命ビデオを見たりなどして、そういうことをやっています。(利用者 2006/12/6)

## (2) フォーマル部門の補完

生活保護受給世帯が増加するなかで、今日の生活保護行政が抱える問題の一つとして、ケースワーカーの人員不足がある。S市でも、ケースワーカーと査察指導員が足りず、ワーカー一人当たり平均90件を担当しているという現状がある(社会福祉法に標準数として示されているのは80世帯にケースワーカー一人)。また、生活保護制度の実施に協力する民生委員も、近年の人員不足や過重な負担が指摘されている。インタビューでも、こうした現状を思わせる話をうかがった。

私のところはT団地ですが、そこではこのようなことが起きています。ワーカーは今おっしゃったように1年に1回ぐらいという、それはない。訪問はなかったのです。そして「名前は知っているけど、顔は見たことがない」と言っているうちに替わって、替わったら、また替わった方の訪問もないということがあります。だから、ほとんどのところでは名前は分かっているけれども、例えば窓口に行ったとき「ああ、あの入だ」ということは分からぬというところもあります。(事務局 2006/12/6)

こちらはY市の方なのですが、やはりほとんど来ていない。だから、最初に申請のときに顔は合わせているのですが、次に来られても「あんた誰?」というような状況でしかないわけです。(同)

民生委員さんはうちの近くにいるのですが、その区域によって違うのです。すぐそばの人は私などの人ではないのです。それで、もう少し離れたところの人が私などのあれば、月1回、顔は出してくれますが、私がいないので2回か3回しか顔を知らないし、家はもちろん知っていますが、その程度です。民生委員さんが見えたときは「困ったことがあったら相談してください」という紙はいつも置いてあるのです。だから、そのくらいです。うちは別に今のところ相談することもないので、落ち着いていますけれども。(利用者 2006/12/6)

私は民生委員に会ったことない。(笑)(利用者 2006/12/6)

そんなところ(福祉事務所——引用者)に行って相談するより、ここで事務局のAさんに聞いてもらったほうが、安心して聞いていられる。(利用者 2006/12/6)

ケースワーカーや民生委員が、人員不足等の事情もあって十分に訪問できなかつたり、あるいは身近な相談相手としての役割を十分に果たしきれていなかつたりする現状を、「守

る会」が補っているという関係が見てとれる。

### (3) 分かち合い、連帯する場

利用者への権利侵害への対応や、制度に関する情報提供や相談は、本来行政が果たすべき機能である。「守る会」は、フォーマル部門が役割を正しく遂行するよう第三者として見届けたり、フォーマル部門が現状では十分に担い切れていない機能を、いわば補完する役割を果たしたりしているとも考えられる。

しかし、「守る会」が利用者にとって持つ意味は、行政への第三者評価や補完をすることだけではない。当事者グループであってこそ、できることもある。それは、当事者同士が経験を分かち合い、当事者同士として認識し合うことによって連帯を広げ、精神的な支えや癒しを得る場としての機能である。

次の利用者の声にもあるように、「生健会のなかでも、保護を受けていることは言わない（言えない）状況がある」（全生連インタビュー 2006/7/4）という。そうした利用者が会に来て親身になってもらい、これまで人に話せなかったことを話し、頼れるようになったり、介護や自身の病気などのストレスを抱えている利用者が、会に参加することで癒されたりしている姿を知ることができた。

やはりなるべくそういう話はしたくないのです。見栄を張ってしまって「ここまで苦しんだ」ということは、聞いて欲しくないわけです。私の場合は身寄りも何もなくて、本当に独りなので、ちょっと皆さんにも話しくらいところがあつたけれども「ここまで来ちゃったんだから、まあいいや」を思つて、それでお話しして、皆さんに聞いてもらつて、やはり事務局の A さんが一生懸命になって、面倒を見てもらつて、保護を受けることになりました。（…）だから、そのように今まで誰にも話ができない、誰にも頼るところもなくて、本当に人間らしい生き方をしたのかどうか……働くには働いていましたけれども。手に職はありました。働いてはいたけれども、人間が生きていくのには、やはりお金だけではないですから。それで「やっと私の考えていたところにたどり着けた」と、「こういうところがあつたんだ」と、ものすごく感謝しています。だから、今こちらの方がおっしゃつた通り、私も1人でも多くの人に……。

やはり困っていても、言いたくても言えないのです。身内もあれば、子どももいる、家族もいれば、やはり自分独りの判断でないとできないことがありますから。それで、なるべくそういう人達に一声でも……。お助け寺ではないけれども、ここに行けば何かが得られるということを教えっこしたいと思っています。今はここに会ったことを本当に感謝しています。（利用者 2006/12/6）

病気を持ちながら、今もうすぐ体が縛り付けられるような感じで、ちょっと話があれですけど、みんなと色々なことをやっているあいだは、すごくイライラとか、そういったものがなくなるというか。周りから見れば何ともないようなあれですけれども、すごくつらくて……。

でも、色々なところに連れていっていただきました。それこそ事務局の A さんが、入って間もなかった私を生活保護の国会行動とか、学資保険裁判で勝利した、中嶋裁

判の勝利集会に連れていってもらったり、そういうものをやっているあいだに、だんだん自分の体が軽くなってくるような繰り返しの中で、だんだんよくなっていくような感じだったと、今、思っています。(利用者 2006/12/6)

この会に入って自然にそのようになって、今、出ていくことが多くなったら、やはり体もすっきりしました。だから、自分だけでくよくよするより、みんなとグループで色々なことを話し合うのが一番かと思うのです。(利用者 2006/12/6)

札幌市の「守る会」についての記事からは、会を通じて弱い立場の人同士が理解し合い、連帯するようになっていく例を知ることができる。「守る会」には生活保護利用者だけではなく、年金生活者や高齢者もいるが、そうした会の仲間からさえ、「生活保護の人は何もしないで寿司を食べている」「生活保護の人がパチンコをしている」などといった発言が出されたことがある(稻見 2006: 102)。しかし、生活保護研究会を立ち上げ、制度の問題点を学び、お互いの事情を理解することにより、「生活保護を受けている人は怠けている」といっていた会員が、「今まで自分が一番不幸だと思っていたけれど、みんな大変だと分かった」と語り、新しい会員が役所に行くときに同行してくれるようになったという(同: 103)。

### 7-3 今後の研究課題

行政に対して、また社会に対して、弱い立場に立たされがちな生活保護利用者が、当事者として制度改革に参加し、制度が正当に運用されることを権利として要求できるようになっていくための運動として、さらに、利用者同士また生活保護利用者とその他の社会的・経済的に弱い立場の人々の間での相互理解と連帯を作っていく場として、「守る会」の活動は重要な役割を担っている。

その活動のなかで、行政との緊張関係とパートナーシップのあり方、地域や市民社会との関係のあり方がどのように考えられてきたのか。また、保護と自立をめぐる問題、生活保護利用者の「当事者」像などについて、どのような議論があり、どのような考え方の下で運動が実践されてきたのか——。こうしたことが、生活保護の当事者運動について考えていく上で、興味深く思われる。運動の歴史と現状を踏まえて、こうした点を考察していくことを今後の課題としたい。

#### <文献・資料>

- 稻見眞佐子 2006 「一人では生きづらいから」『女性のひろば』No. 334: 101-103。  
 河合克義編 1977 「初期全生連運動史 “資料” (1)」『明治学院論叢』第 263 号 (社会学・社会福祉学研究 49) : 119-146。  
 河合幸尾 1978 「戦後日本における貧困者運動の展開——全生連運動に関するノート」『広島女子大学文学部紀要』第 13 号 : 133-144。  
 岸勇 1963 「生活保護闘争の発展 (覚え書) I」『日本福祉大学創立 10 周年記念研究論文集』(日本福祉大学研究紀要 第 7 号) : 37-42。

- 岸勇 1964 「生活保護闘争の発展（覚え書）II」『日本福祉大学研究紀要』第8号：1-8。
- 岸勇 1966 生活保護闘争の発展（覚え書）3——全生連の運動を中心として——』『日本福祉大学研究紀要』第10号：163-177。
- 東京ソーシャルワーク編 2005 『How to 生活保護[「自立支援」対応版]——暮らしに困ったときの生活保護のすすめ』現代書館。
- 湯浅誠 2005 『あなたにもできる！生活保護申請マニュアル』同文館出版。
- 全国生活と健康を守る会連合会 2004 『全生連運動の50年』全国生活と健康を守る会連合会。

<備考：調査方法について>

今回の調査は、全生連を通じ、協力を得られる事務局をご紹介いただき、事務局からグループインタビューへの参加を利用者に呼びかけていただいた。

グループインタビューに参加して下さったのは、会長（1名）、事務局（1名）、利用者（7名）、議員（1名）の計10名であった。参加して下さった方々には、ルビをふった依頼文（資料1）とインタビュー項目（資料2）を配布し、さらに口頭でも、調査の目的と匿名性の確保についての説明を行った。

インタビュー記録は、参加者の名前や地名などの固有名詞を匿名化して発言者が特定できないようにし、利用者ないし事務局に匿名性の確保について問題がないかどうか確認していただいた。

本稿におけるグループインタビューからの引用は、同一人物の発言である場合も、人物が特定されることを避けるため、「A氏」「B氏」のように表記せず、「利用者」「議員」というかたちで表記した。

## 資料（1）依頼文

せいかつほごりょう かん きょうりょく ねが  
**「生活保護を利用すること」に関するインタビューへのご協力のお願い**

へいせい ねん がつ にち  
**平成18年12月6日**

おかべ たく しゅとだいがくとうきょう  
**岡部 卓 (首都大学東京)**

しんば みか めいじがくいんだいがく  
**新保 美香 (明治学院大学)**

ねもと くにこ せいれい だいがく  
**根本 久仁子 (聖隸クリストファー大学)**

もりかわ みえ こくりつはけんいりょうかがくいん  
**森川 美絵 (国立保健医療科学院)**

こうせいろうどうしょう ほじょきん けんきゅうじぎょう せいかつほご そうだんえんじょ  
**このインタビューは、厚生労働省の補助金による研究事業「生活保護の相談援助**

きょうむ ひょうかしひょう かいはつ しひょう ぎょうむしえん おうよう かん けんきゅう  
**業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」**

いちぶ おこな けんきゅうじぎょう せいかつほご おこな そうだんえんじょかつどう  
**の一部として行われるもので。この研究事業は、生活保護で行われる相談援助活動の一**

しつ こうじょう かつどう ひょうか こうもく  
**質の向上をはかるために、活動を評価する項目をつくろうというものです。**

せいかつほご せいど ほご かね みな わた せいど りょうしゃ  
**生活保護の制度は、保護のお金を皆さんにお渡しするだけではなく、制度の利用者であ**

みな ふくしじむしょ たんとう しょくいん おこな  
**る皆さんと福祉事務所や担当の職員とのあいだで、さまざまな「やりとり」が行われます。**

せいかつほご ごぎょうせい しごと てきせつ りょうしゃ  
**こうもく そうした「やりとり」もふくめて、生活保護行政の「仕事のすすめかた」は適切か、利用者**

みな のぞ こうもく  
**である皆さんにとって望ましいものか、ということをチェックする項目をつくれればと**

かんが せいど りょうしゃ みな けいけん きも  
**考えております。そうしたとき、制度の利用者である皆さんのご経験、お気持ちをふまえ**

たいせつ おも  
**ることは、とても大切であると思っております。**

き ないよう べっし  
**インタビューでお聞きしたい内容は、別紙のとおりです。**

けっか ねんどまつ へいせい ねん がつ た ちょうさけっか  
**インタビューの結果については、年度末（平成19年3月）に、他の調査結果とあわせて**

報告書としてまとめ、公表する予定です。そのときは、皆さま（グループ）のお名前はもちろん、おすまいの地域やインタビューの場所をふせるなど、インタビューに応じてくださった方が特定されることのないようにいたします。

また、インタビューを録音したものや、録音をもとに書き起こした文書については、この研究事業に参加していないものが見たり、この研究事業の目的以外のために利用したりすることはぜったいにありません。このほか、インタビューに応じたことにより、皆さまに不利が生じることのないよう、インタビューでえられた情報のとりあつかいには細心の注意を払います。

どうか、インタビューの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、おねがいもうしあげます。  
なお、インタビューに参加されるかどうかは、まったく皆さまの自由です。また、インタビューの途中で、参加をとりやめることもできます。また、お答えになりたくない質問には、お答えにならなくてもかまいません。

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

**【連絡先】 森川美絵（もりかわ みえ）**

国立保健医療科学院（こくりつほけんいりょうかがくいん）

福祉サービス部

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

Tel : 048-458-6111（代）内線6143 10時～16時

E-Mail : [m.morikawa@niph.go.jp](mailto:m.morikawa@niph.go.jp)

## 資料（2） インタビュー項目

## グループインタビューの際にお聞きしたい内容（インタビュー項目）

## (1) 団体について

- 1 どのような活動をされているのか、お聞かせください。
- 2 会に参加されるようになったきっかけを、お聞かせください。
- 3 会に参加されて、どのような点がよかったです。

## (2) 各会員について

- 1 受付段階について（どのような印象、対応でしたか）。
- 2 申請段階について（どのような印象、対応でしたか）。
- 3 受給段階について（どのような印象、対応ですか）。
- 4 福祉事務所、ケースワーカーについて（どのように思っていますか）。
  - ・どのようななかかわりがありますか。
  - ・「うれしかったこと」「いやな思いしたこと」はどのようなことでしたか。
  - ・「いい担当（ワーカー）」「よくない担当（ワーカー）」とはどのような人ですか。
- 5 そのほか、生活保護を通じてかかわるようになった人たちとのやりとりについて、  
お聞かせてください。
  - ・**民生委員**
  - ・**医療機関**
  - ・**その他**
- 6 生活保護を受けている人たちについて、どのように考えていますか。
- 7 支給時の感想をお聞かせください（生活保護費を受け取る際に感じていることはどん

なことですか。支給日に並んで受け取ることや、銀行振り込みについて)。

8 家庭訪問について（どのようなことが印象にありますか）。

9 生活保護を受けることで、生活がどのように変わりましたか。生活で「よくなつた」ことや「わるくなつた、よくない」と感じことがありますか。

10 生活保護制度についてお聞かせください。

・利用しやすい、あるいは利用しにくい、よいところ、わるいところを教えてください。

・ご自身やご家族にとって必要と考えるのに、生活保護では思うように活用・充足できないとお感じになるのは、どのような時でしょうか。

11 親族・地域との関係についてお聞かせください。

・親族との交流・地域との交流はいかがですか。

・家族・親族に生活保護を受給されていることを知らせていますか。

12 その他

ご協力ありがとうございました。